

平成二十八年十月十日発行
皇學館論叢第四十九卷第五号 抜刷

磯野員昌と神社——吉田家の日記を素材として——

伊
藤
信
吉

皇學館論叢 第四十九卷第五号
平成二十八年十月十日

磯野員昌と神社——吉田家の日記を素材として——

伊藤 信吉

□ 要 旨

浅井長政・織田信長に仕えた武将磯野員昌の人物史研究において、従来積極的に活用されて来なかった史料に「兼右卿記」〔兼見卿記〕が挙げられる。神祇官員・吉田社道家であった吉田家当主の日記には、磯野員昌と吉田家当主との音信のほか、員昌から吉田家に対して、神社や神道に関する相談が複数寄せられていたことが記録される。これらの記事を読み解くと、員昌の神社・神道への信仰を窺うことができる。

また、先行研究においては員昌の人物史研究において近江国高島郡海津天神社の造営、近江国の地域史研究において近江国の長浜八幡宮造営、伊勢の神宮史研究において豊受大神宮（外宮）土宮仮殿造営に員昌が関与していたことが知られるが、各研究において個々に論じられるのみであった。これら造営記事と吉田家の記録における員昌の神道記事を検討することで、員昌と神社との関わりについて纏めた。尚、本稿で注目した土宮仮殿造営における磯野員昌と御師北家との関係については、今後の課題とする。

□ キーワード

磯野員昌 吉田兼右 城の鎮守社 戦国武将の信仰

一、はじめに

近江国の戦国大名浅井氏、後に織田信長に仕えた磯野丹波守員昌は、数々の合戦に参陣した武将である。員昌は近江国南部の佐和山城主として浅井氏の地域支配を担っていたが、その居城を織田信長の部将に攻囲されて長期籠城の末に開城、その後は信長に近江国高島郡の支配を委ねられ織田一族の織田信澄を養子としたが、天正六年（一五七八）に信長の譴責にあつて出奔した。^①

浅井・織田両家に仕えた武将として知られる磯野員昌であるが、判明するだけで三社の神社造営に関与している。しかし磯野員昌と神社・神道との関わりについて纏められた専門は管見によると見当たらない。員昌の伝記的研究（『近江の磯野氏』^②）や近江国の地域史研究においては、員昌の浅井・織田の家臣としての動向を中心に叙述される為、員昌と神社との関わりについては個別的・断片的に論じられるのみであった。具体的に近江国における員昌と神社との関わりについて列挙すると、浅井家の家臣として多賀大社に関する係争を裁定したこと、織田信長の家臣の時、近江国高島郡の領主として同郡の海津天神社本殿を造営したこと、^③近江国長浜の八幡宮が炎上した際の際の同宮仮殿造営に関与したこと等が既に知られる。また伊勢国における員昌と神社の関わりについては、員昌を願人とした豊受大神宮（外宮）別宮の土宮の仮殿造営について、神宮史研究による指摘がある。員昌の伝記的研究においては員昌が主に活動した近江国での動向を論じる為、伊勢国に鎮座する土宮の仮殿造営については言及されず、一方で土宮造営に関する研究では磯野員昌という人物そのものに注視した論述は見られなかった様に、員昌と神社との関わりについて一括して論じられた形跡はない。

また員昌に関する先行研究において本格的に検討されてこなかった史料として「兼右卿記」⁽⁷⁾『兼見卿記』⁽⁸⁾が挙げられる。神祇官員で吉田社道家の吉田兼右・兼見父子の日記「兼右卿記」⁽⁷⁾『兼見卿記』には、員昌と吉田家との交渉・交流が記録され、特に員昌の神祇信仰や神社に関する記事が散見される。本稿では主にこの吉田家の記録に記載される員昌の記事を紹介・検討し、主に員昌と神社・神道との関わりについて考察を深めたい。但し員昌の土宮仮殿造営については、員昌と師壇関係にあったと思われる伊勢御師北家との関係を解明する必要がある為、員昌による造営の事実を指摘するに止め、更に後考を期したいと思う。最終的にはこれら一連の員昌の神社・神道に関わる記事を総合して検討することで、戦国期の一武将である磯野員昌の神祇崇敬、神社信仰或いは地域支配者としての神社政策についての一事例研究として位置付けられるものと考ええる。

二、「兼右卿記」における員昌と兼右の音信について

吉田兼右の日記「兼右卿記」には、記主兼右と浅井家一門や員昌を含む家臣団との音信の記事が散見される。これらの音信記事は兼右と員昌との交流・交渉を示すものであるので、以下に纏めておきたい。まずは吉田兼右と浅井久政一門及び家臣との音信が記載される「兼右卿記」永禄二年（一五五九）一月十七日条を次に掲げる。

十七日庚寅 雨 至江州北郡指三下鈴鹿近江守了、

浅井左兵衛尉 状二通 被一 守一 扇子二本

同左衛門大夫 被一 扇子二本

同掃部助 同 同

狩野勝六 同 同

河瀬二郎今度初而遣レ状

同 同

同左近亮 同 同

同権右衛門尉筑後守
受領

同 同一本

磯野八郎三郎 同 同一本

浅井母へ 同 帯二筋

河瀬二郎母へ 同 帯二筋

吉田兼右が鈴鹿近江守を使者として浅井久政・長政（賢政、長政に統一）父子以下一門や家臣と思われる人々に祓や扇子を贈呈しているが、その中に「磯野八郎三郎」が見える。そこで先ずは「磯野八郎三郎」が磯野員昌であるかどうかについて考えてみたい。

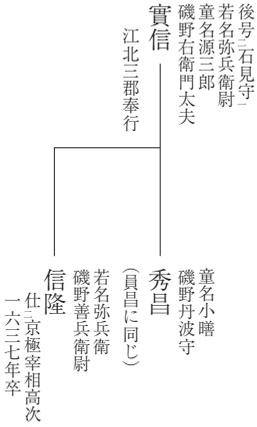
「兼右卿記」永禄九年（一五六六）三月八日条、永禄十年（一五六七）三月二日条、永禄十二年（一五六九）三月二日条には其々、兼右と「磯野丹波守」の交流が記録される。兼右と「磯野丹波守」の交流が判明する早期の史料である永禄九年（一五六六）三月八日条には「自江州浅井備前守一誓事許事申之間、調遣了、為レ礼十二貫到来了、磯野丹波守二百疋到来、禪空入道指下之」とあり、浅井長政の所用に付して磯野丹波守員昌からの音信も見られる。この員昌との音信には先に掲げた「兼右卿記」永禄二年（一五五九）一月十七日条の「河瀬二郎今度初而遣レ状」の様な初音信の記録はないので、この時点で兼右と員昌は既知の間柄であったと推測される。「磯野八郎三郎 同 同一本」も同様に、「今度初而遣レ状」の様な文言が無いので、「磯野八郎三郎」と兼右はこの時以前に交流があったものと見て良からう。

「兼右卿記」の記録の残存という制約があるものの、永禄九年（一五六六）三月八日条より後は浅井家関係の記事で「磯野丹波守」が度々記録されているながら「磯野八郎三郎」の記録がないことから、永禄二年（一五五九）一月十七日より後に「磯野八郎三郎」が「丹波守」を受領したと考えると、「磯野八郎三郎」と磯野丹波守員昌は同一人物である可能性がある。また前掲史料には「同権右衛門尉筑後守受領」とあり、河瀬権右衛門尉が筑後守官途を許されていることに注目すると、同様に磯野八郎三郎が最終的に丹波守の官途を認められた可能性を指摘できよう。参考として『近江の磯野氏』に所収される磯野氏の家譜類から員昌の通称・官途を見ておきたい（尚、系図は必要箇所以外は省略した）。

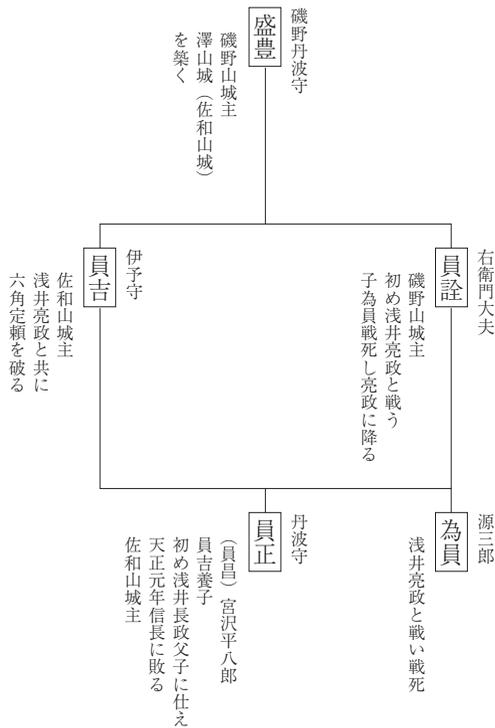
① 「磯野氏家譜（磯野員昭氏作成）」⁹⁾



② 「（高島）磯野氏略系図（磯野宏氏作成）」¹⁰⁾



③ 「徳川幕臣磯野氏略系図」^①



先ず諸系図からは、磯野家と宮沢家の養子縁組関係が注目される。①系図では員昌の実父とされる磯野(宮沢)員宗が「磯野平八郎」を称したと記録される。磯野(宮沢)員清が磯野員宗から家督を後継したのは享祿二年(一五二九)と記され、「兼右卿記」の「磯野八郎三郎」の記事は永祿二年(一五五九)であるから、「磯野八郎三郎」は、家督を継承して三十年も経ている磯野帯刀員清と考えるよりも、「八郎三郎」は丹波守受領以前の員昌の通称と考えた方が妥当と思われる。また「平八郎」と「八郎三郎」との共通性にも留意したい。その他「磯野氏系図抜萃」にも「磯野

磯野員昌と神社(伊藤信)

平八郎員宗「磯野帯刀員清」「磯野丹波守員昌」等の名が挙がり、員宗は嫡男員昌が幼少であった為に兄弟である員清に家督を譲り、員昌はその員清に養育されたという。¹³⁾

また小和田哲男氏は、「磯野氏は磯野伊予守員吉の時にはすでに磯野（伊香郡高月町磯野）に居住し、京極氏の旗頭として代々磯野城に拠り、天文元年（一五三二）頃はまだ京極氏に属し、上坂治部とつながりを持っていた。そのことは次の上坂信光から磯野員詮に出された書状によって察せられる。」として「磯野右衛門大夫」宛書状を引用し、「その後、員詮は浅井氏に降り、員昌の代になってからは浅井氏の先方となって各地に転戦し軍功をあげている」と述べる。¹⁴⁾すると③系図の右衛門大夫員詮は文書により確認できる人物となる。

その他に系図類と関連のある文書を挙げると、永禄三年（一五六〇）十二月十四日の若宮藤三郎宛感状の差出に「磯野善兵衛尉員昌」とあり、永禄四年（一五六二）七月五日付と伝わる員昌の起請文には「磯野丹波守員昌」とある。¹⁵⁾この時点で丹波守を称しているから、「兼右卿記」永禄九年（一五六六）三月八日条に「磯野丹波守」と記録されたこととは整合性がある。尚、磯野家の祖先は「従来菅原氏を称し神職を主とした磯野氏も、武家政権の胎動ともに神職を従として武士に変身していったのである」と言われ、この磯野家の家系も磯野員昌と神社との関わりを考える上で留意しておきたい。

次に「兼右卿記」永禄九年（一五六六）三月八日条の「自江州浅井備前守誓事許事申之間、調遣了、為礼十二貫到来了、磯野丹波守二百疋到来、禅空入道指下之」の記事について次に大意を述べる。

浅井長政から「誓事許事」について依頼があり、兼右はこれを了承して「調遣」わしているが、兼右は何を遣わしたのであるうか。類例と思われる史料に「兼右卿記」永禄十年（一五六七）三月二日条に「与南郡衆就調略之儀、立誓言、然共双方相破了、無其崇之様、札之儀所望候間、調遣了」とあり、員昌は「誓言」の破約に對する崇り

を回避する為に「札」を依頼し兼右は「調遣」わしている。これを参考にすると、「自^二江州浅井備前守^一」誓事許事申之間、調遣了」とは、恐らくは神々に誓った誓言を破約してその祟りを畏れて兼右に御札を依頼し、兼右が護符類を「調遣」わしたものと類推される。この時磯野員昌より音信として二百疋が兼右に贈られているが、長政を除く浅井家臣団で音信のあった人物は員昌のみであることは、員昌と兼右との良好な関係が窺われる。

後述する様に兼右が浅井長政と対面した際には員昌が取次をしているから、員昌は浅井家と吉田家との交渉窓口であり、これも詳細は後述するが、永禄十年に員昌が兼右に神社に関する相談をしている様に、員昌は神主としての兼右を信頼していることが理解できる。

その後、「兼右卿記」永禄十二年（一五六九）三月二日条には「浅井備前守去月巳来令^二上洛^一、為^レ札太刀一腰・百疋持向了、磯野丹波守申次、三十疋遣^レ之、河添大和守二十疋遣^レ之」と記述される。永禄十二年三月、兼右は在京中の浅井長政に挨拶をする為訪問しているが、その際の長政と兼右の取次役を務めたのは磯野員昌であった。これは浅井長政の重臣であった員昌と兼右の関係が深いことを示している。兼右は浅井長政に対しては太刀と銭百疋を、取次の磯野員昌には三十疋、河添大和守には二十疋を贈っていること、特に取次の謝礼を考慮したとしても兼右が員昌に河添大和守よりも多くの銭貨を贈呈したことについては、兼右が浅井家臣団内でも特に浅井家の交渉役としての員昌に期待していたことの傍証と見て良からう。またこの史料により、兼右・長政・員昌が一同に会談していることが判明する。度々の音信や神道に関する相談を通じ、浅井長政と兼右だけでなく磯野員昌と兼右もまた親交を重ねていったと考える。

三、「兼右卿記」における員昌の神社・神道に関する記事

如上から、員昌は浅井家と吉田家との交渉窓口を担っていたことが理解できた。その上で兼右・員昌両者と神社・神道に関する記事として「兼右卿記」永禄十年（一五六七）三月二日条を掲げる。

二日戊午 江州北郡磯丹波守申来云、目賀田城、肥田城、佐和山城、何以鎮守為二十禪寺、此内佐和山社号二十代宮、丹波守令存知候間、無其崇候様、銘々調遣了、又与南郡衆一就調略之儀、立誓言、然共双方相破了、無其崇之様、札之儀所望候間、調遣了

この史料は磯野員昌が吉田兼右に対し、佐和山城の鎮守に關することと誓言の破棄に關することの二つについて相談した内容が記される。先ずは城の鎮守社(18)に關して考察を進めたい。

城の鎮守社について

史料によると、近江国の目賀田城、肥田城、佐和山城は何れも「十禪寺」を「鎮守」としているという。この十禪寺とは寺院ではなく、近江国日吉社の山王七社の内の十禪師社(19)のことで、十禪師社を勧請し城の鎮守社としていたものと想定される。員昌は、居城佐和山城が建つ佐和山には「千代宮」が鎮座しており、十禪師社と千代宮に關連する「崇り」が無い様に「鎮札」を調べて欲しいと兼右に依頼したのである。その事が員昌の主意であるが、佐和山城鎮守社について論じる前に、員昌の発言を確認する意味でも、目賀田城と肥田城の鎮守社について考えてみたい。

先ずは目賀田城と山王信仰・十禪師信仰について先行研究を引用する。清水傳兵衛氏によると、近江守護佐々木氏の庶流にしてその重臣であった目賀田氏は、佐々木氏が特に山王社に崇敬が厚かったことから「一族の崇神、山王社

の十禪師権現を春日神社の中に合祀してからは、春日の名はいつしか忘れられて、もっぱら十禪師社としてのみ明治維新の前まで伝えられた⁽²⁰⁾と、目賀田氏の山王信仰について述べ、春日神社の創祀は奈良時代、十禪師権現の合祀は正平四年（一三四九）と推測する⁽²¹⁾。清水氏が引用する史料中に戦国期の目賀田家当主目賀田貞政が神主小川甚左衛門に宛てた書状に「拾禪師祈念」の文言があるから、戦国期の目賀田氏も十禪師社を信仰していたことが窺われる。そして清水氏は戦国期の目賀田家当主目賀田貞政の解説において次の様に述べる。

信長は近畿戡定の功、今や殆どなつたので、更に中国、九州方面を制馭せんがため、京都に近く近江目賀田山を見立て、築城せんことを意図し、天正四年正月、丹羽五郎左衛門（佐和山城主）を遣して、貞政に目賀田山明け渡しの命を伝え、その月半ば過ぎから工を起し所の名を安土と改めた。目賀田山をひきはらつた貞政は所領地に帰り居館を改装し、光明寺野を拓いて、道路を通じ、渠溝を穿つて城下を造成した。家臣もまたここに移り、農民を集めて始めて目賀田村を起したのである。（略）貞政は居城の鬼門の守護神に地主・春日大明神・十禪師権現の三神を祠り小社を造営した。地主は所謂土地のぬし^{ぬし}のことで、春日大明神は祖神、十禪師権現は山王七社の一神で、目賀田山在館以来厚く崇敬していたので主神とみられる。淡海木間攫に「十禪師二尺四方當社ハ一ヶ村ノ生土神也」と見え、宝曆社堂帳にも「十禪師三尺二三尺」とあるのはこれで、慶応四年^{（元年）}三月の神仏分離令布告により、春日神社と改めた。現在の規模は江戸末期以降のものである。

また同じく目賀田氏を研究する西澤照雄氏は次の様に述べる⁽²²⁾。

安土山は観音寺城の北に位置し、織田信長が安土城を築くまでは「目賀田山」と言い、佐々木六角の重臣目賀田の居城があつた。佐々木六角にとつては、この地に重要な軍事的設備の必要があり、既に一部を領している目賀田を重臣にして、その護りを固めさせた、これは南北朝初期のことと考えられ、この頃から目賀田と佐々木との

関係が生じたのであろうと推察する。目賀田は、特に山王社に対する崇敬の厚かった佐々木氏の庶流と目されるようになり、山王社の十禪師権現を譲り受け春日神社に合祀してからは、春日の名はいっしか人々から忘れられ、もっぱら十禪師社としてのみ明治維新の前まで伝えられた。

とし、更に「幕末に、江戸の目賀田帯刀から目賀田村の甚四郎と長太夫のもとへ一通の書状が届けられた。その書状に「応永二年（一三九五）目賀田村十禪師社」の銘を刻する古い鰐口が江戸にあることを記している」というのも、中世目賀田氏の十禪師社への信仰の証左と見られる。

但し、目賀田山の安土改称については『細川家記』の「天正四年丙子正月、信長江州目賀田山を安土と改む」という記事も、この山が目賀田山とよばれていたかどうか疑問であるとしても、安土の名称が築城にもなつて公称されるようになったことを示す傍証となる。」と疑問視もされており、また『近江の山城 ベスト50を歩く』「目加田城」の解説によると目加田城は「湖東平野に流れる宇曾川の支流の岩倉川に沿った平地城館」であり、城主目賀田氏は六角氏への従軍や天文四年（一五三五）の多賀大社梵鐘銘に目賀田の名がみえることから「中世後半を通してこの地に居住し活動していたとみられる」と指摘され、その築城時期を十五世紀後半と推測する。²⁴ 本稿では戦国期の目賀田氏の動向や目賀田城そのものについて論じる準備はないが、戦国期の目賀田氏による十禪師社に対する信仰・崇敬自体は推測されるどころであり、「兼右卿記」永禄十年（一五六七）三月二日条の「江州北郡磯丹波守申来云、目賀田城、肥田城、佐和山城、何以鎮守為二十禪寺」の記事は、当時の「目賀田城」の鎮守社が十禪師社と目されていたこと、そして戦国期の目賀田氏における十禪師信仰（山王信仰）を伝える貴重な史料と言えるのではなかろうか。

では次に肥田城の鎮守社について考えてみたい。肥田城は現在の彦根市域に位置した城である。肥田城は大永年間に当代の土豪高野瀬氏が築城、天正二年（一五七四）に高野瀬秀隆が織田信長の部将柴田勝家による越前一向一揆征

伐に従軍して討死の後は、同じく織田家家臣蜂屋頼隆が入城した。⁽²⁵⁾

『肥田町史』⁽²⁶⁾によると、肥田城は中世末の平城で家臣団の館が独立した城的要素を備えながら民家とその周囲に整然と配置し、全体を川とその堤防、堀と土塁によって囲った近世的城郭の形態が、現存する僅かの遺構と小字名から読み取れ、特に「小字」「山王」からは、明治九年（一八六七）、古銭（宋、明銭）が壺に入って出土した。（戦国期の軍資金か。ここに蔵か祠があったのでは）と注目され、古銭の発掘以後にこの地に祠堂が建てられたというが、明治六年作成「肥田村地検取調総絵図」に既に小字「山王」が記載されるから、元々山王社を祀った地であった可能性がある。

この小字山王は城址跡の開墾地と思われる小字「上新田」「下新田」や武家屋敷跡開墾地と思われる小字「丹波屋敷」「勘解由屋敷」等に囲まれた地であり、更に「山王」は明治初年まで小高い丘であったという伝承があるから、城館及び武家屋敷付近の小高い丘に山王社が祀られていた可能性がある。⁽²⁷⁾

近年この小字山王の出土銭を保管した箱の蓋裏書が、高瀬俊英氏により紹介されている。⁽²⁸⁾ それによると明治期の肥田戸長鹿島氏が歴史を調べて記したと考えられる蓋裏書の内容は、①明治十二年（一八七九）「山王」の田の土中から容器に入った古銭と木札が発見され、この容器が埋蔵されたのは応和二年（九六二）である。②古い歴史を調べると、天平十年（七三八）肥田に居住した近江大領大友須磨没後に故人の「徳を崇めた」里民が崇徳寺を建立した。嵯峨天皇の御代（八一〇～八二二）夜須磨の子孫で肥田代官であった肥田彦人が肥田の鎮守として山王権現を祀った。③彦人（剃髪して薩摩房真観）の子孫亮観は村上天皇の御代（九四七～九六七）の人で、この人物が古銭の埋蔵者ではないか。と要約できる。

「彦根市肥田町に所在する臨濟宗建仁寺派崇徳寺は、かつて宇曾川中流域一体に蟠踞した土豪高野瀬氏の一支族が、みずからの築造にかかる中世城郭肥田城の一面に創建した一族の菩提寺として知られる。その創建については諸説

あつて定まらない」もののその実際の創建年は文永十年（一二七三）頃と推測されている。²⁹この崇徳寺と山王権現社については『肥田町史』によると「旧公民館が崇徳寺境内に建設されるまで、崇徳寺は鐘堂から裏川までは竹藪でおわれ、その中に、二つの社が鐘堂の方を向いて鎮座していた。その二つの社を崇徳寺山王または山王権現社、或いは鎮守堂と呼んだ」といわれるから、肥田の地には山王信仰が根付いていて、その創祀や変遷についての詳細は不明ながら肥田城付近に山王社が祀られていたことが推測される。員昌の「目賀田城、肥田城、佐和山城、何以鎮守為二十禪寺」という発言は、戦国期の肥田城の鎮守として山王七社の一社である十禪師社が勧請されていたことの証言である。員昌の言う肥田城鎮守の十禪師社は、肥田城付近の一画に建つ崇徳寺の鎮守であつた山王社と同一かどうか不明である。しかしこの肥田城周辺における山王信仰を考慮すれば、山王七社の一社たる十禪師社が戦国時代には肥田城の鎮守として祀られていたという員昌の発言は相当の信憑性を持つものと言えよう。

以上、目賀田城、肥田城の鎮守社に係る考察から、員昌の発言は信憑性の高いものと考えられる。その上で、員昌の発言の主題とも言える佐和山城の鎮守について見てゆこう。佐和山城については「佐和山社号千代宮」との文言があるが、千代宮については『滋賀県神社誌』³⁰「千代神社」の項によると、主祭神に天宇受賣命を奉斎するほか猿田彦命、大物主命を祀り、境内社に笠木稻荷神社・秋葉山神社・天満宮が鎮座するという。社伝によると創祀は孝元天皇御代に遡るとされ「天正十三年、石田三成が佐和山に城を築くに当り、姫袋の地より彦根山麓の尾末の地に移したが、慶長六年、彦根藩主井伊直政が徳川家康の命により、彦根城を築くに当り、旧社地の古沢町姫袋の地に復祀し」、明治二年（一八六九）に千代神社と称され、更にセメント公害から避難して社地を移転している（同様に現彦根市内）という。この様に千代宮は築城の關係等で度々遷座が行われた神社であつた。磯野員昌が城主であつた頃も佐和山に鎮座していて城の鎮守として崇敬される様な神社であつたのであろう。磯野員昌は永祿四年（一五六二）に佐和山城の在番

(城主)となり、元亀元年(一五七〇)織田勢の包围に対して佐和山城に籠城し、元亀二年(一五七二)に開城した。⁽³¹⁾即ち永祿十年は員昌が佐和山城主であった頃である。員昌入城以前の佐和山城は、陸路と湖上交通の要衝を掌握する場所に位置したが、山下に本拠を置く百々氏が城代を務めたものの特定の城主を持たず合戦時のみに利用された城であった。しかし員昌は城主として居城し、佐和山城周辺から琵琶湖上にかけて浅井氏より南近江支配の権限を分与されて地域支配に当たっている。⁽³²⁾この様な城主であった員昌であるからこそ、居城の鎮守社については「丹波守令三存知一候間」という様にやはり関心を寄せていたことが窺われる。目賀田・肥田・佐和山の三城は十禪師社が鎮守社と目されていた様だが、佐和山には十禪師社とは異なる千代宮が鎮座しており、そのことが問題視されたのであろうから「其崇」とは佐和山城の鎮守社に関するものと特定できよう。そもそも佐和山に十禪師社と千代宮の二社が鎮座していたのか、或いは千代宮を何時頃からか十禪師社として崇敬する様になったのか等、両社の関係についての詳細は不明である。祟りが発生する原因については本史料だけでは明確にし難いが、十禪師社と千代宮何れを城の鎮守社とするか、或いは十禪師社及び千代宮の祭祀・礼遇に関すること等、何らかの事情により、員昌は祟りについて懸念を明らかにしたのである。この様に員昌は城の鎮守社を重視し兼右の意見を仰いで祟に対処しようとしていることが解る。誓言について

もう一点は、「又与三南郡衆一就調略之儀、立三誓言一、然共双方相破了、無三其崇一之様、札之儀所望」という員昌から兼右への依頼である。調略の対象であった「南郡衆」と「誓言」を立ててまで結んだ「調略之儀」が双方共に破談とした為に、「其崇」が無い様に兼右に依頼したものである。祟りを畏れているということは「誓言」に違約した場合は神罰を蒙ることを誓い「調略之儀」に約したものと考えられ、員昌は神威を畏れた結果、兼右に祟りの回避を依頼したものであろう。前述した様に「兼右卿記」永祿九年(一五六六)三月八日条に浅井長政が「誓事許事」を兼右

に依頼しているが、浅井家中ではこの種のことを吉田家に依頼することがあったのである。

尚、員昌勢が夜襲時に味方の將を誤殺してしまった際に、員昌は遺族関係者に「靈社起請文」を送り、その後も遺児の養育に長らく配慮をしていたとされる。⁽³⁴⁾ この様な人物である員昌は、神威を畏み、居城の鎮守社や誓言の破談に關する崇について、その懸念を兼右に相談し対処しようとしていることが窺われる。

四、『兼見卿記』にみる磯野員昌 — 八幡社仮殿造営について —

吉田兼右の後継者である吉田兼見（兼和、兼見に統一）の日記『兼見卿記』⁽³⁵⁾にも員昌の記録があるので、次に述べていこう。特に神社に記事としては、元龜三年（一五七二）三月十四日条に「磯野丹州書狀到来云、江州北郡八幡社今度依⁽³⁶⁾一揆之所行⁽³⁷⁾炎上也、先令⁽³⁸⁾造⁽³⁹⁾立假殿、本式之儀追而可⁽⁴⁰⁾得⁽⁴¹⁾御意⁽⁴²⁾之由申了」とある。これは近江国坂田郡内の八幡社が一揆の手により炎上した為、取り急ぎ仮殿を造営し、何れ本式の造営に關して諸々兼見に相談して造営を進めたいという旨の磯野員昌書狀の到来を記録したものである。員昌は吉田家の差配を仰いで神社造営を進めようとしていることが判明する。

この史料は既に『長浜市史』⁽³⁷⁾に解説がある。それによると「八幡社」とは現在の長浜八幡宮のことであり、同社は当時、多くの堂塔坊舎を誇ったが、元龜三年（一五七二）に兵火に遭って消失したという。特に員昌と兼右の音信の部分に關する同書の解説を引用すると、

織田信長の家臣で当時近江新庄城主（新旭町）であった磯野員昌が送ってきた書狀によると、湖北の一向一揆と信長との抗争で八幡宮が炎上したことを京都吉田社の神官吉田兼和に報告している。由緒ある八幡宮の焼失が、

当時近江における大きな事件であったとともに、ただちに仮殿建立の動きがあったことを知ることができる。そして、いち早い仮殿の造立について八幡荘民の長浜八幡宮への信仰の深さがうかがえよう。

とある。筆者も右の見解に従うものであるが、ただ何故高島に居住した員昌が兼右との交渉を担当したのかについて明確な解説はない。しかし本稿の考察により、少なくともその理由の一つとして磯野員昌と吉田家が既に交流を持っていたことを挙げることでできよう。八幡荘民の信仰心に基づき長浜八幡宮（八幡社）の仮殿造営が速やかに進められたことは事実であろう。ただ吉田家の差配を仰いで本式の神社再興を遂げるという計画には、元来吉田家と交渉を持っていた磯野員昌の影響が少なからずあったものと推測される。

磯野員昌は元龜二年（一五七二）二月に攻囲されていた佐和山城を開城、織田信長に降伏すると直ちに湖西の高島郡に移転させられる。員昌の高島への移動は高島郡支配を意味し、天正元年（一五七三）に高島郡内の浅井勢が一掃されて城を新庄に移した機に名実共に一郡支配権を握ったとする説や、員昌は元龜二年（一五七二）時点では高島郡小川村に「蟄居」していたとする説もある。³⁸ この八幡社仮殿造営、続く本殿の再建につき員昌がどの様な立場で関わったものかは不明ながら、員昌が拠点とした高島郡とは琵琶湖の対岸に当たる坂田郡の神社再建への関与は、高島郡移動後の員昌の活動の事例としての史料的价值がある。

また『兼見卿記』天正三年（一五七五）四月二十二日条には「廿二日、辛酉、磯野丹波守三荷三種持参、面会」とあり、吉田兼見と員昌は面会していることが判る。前後の記録として四月二十三日、二十四日条の記録が無いことが留意されるものの、兼見が近江国へ移動した形跡は見られないので、この時員昌は上洛していたと推定される。尚、『兼見卿記』天正三年（一五七五）八月十四日条に「今夜高嶋一宿新城了」とある様に、越前へ赴く勅使一行に同行した兼見が員昌の居城のある高島新城に一宿しているが、員昌との面会の記録はない。

また『近江の磯野氏』⁽⁴²⁾によると、海津天神社宮司藤田家系譜に「天正四年高嶋郡司磯野丹波入部シテ本社再建セリ」とあることから、天正四年（一五七六）、磯野員昌が高島郡司として高島の海津天神社を再建したという。同書は、社殿造営の頃の天正四年（一五七六）四月から、員昌の養嗣子となった織田信澄（信重）が朽木商人に折紙を発給している天正四年（一五七六）十二月の間、実質的には五月～十一月の間に員昌から信澄に高島支配の実権が移行したものと論じており、員昌にとっても画期となる時期の出来事であった。尚、近年の山村亜希氏の研究によると、磯野員昌は天正元年（一五七三）から同六年（一五七八）の間、高島新庄城下町を計画的に整備していたことが推定されている。⁽⁴³⁾ 同郡内に鎮座する海津天神社造営もこの城下町整備の時期に行われたということに、改めて留意する必要がある。

さて、磯野員昌の人物研究（『近江の磯野氏』）における高島移転後の員昌の神社造営は、この海津天神社造営が知られ、長浜の地域史においては員昌の長浜八幡宮造営への関与が指摘されていた。更に神宮史研究においては外宮土宮仮殿造営についても員昌の神社造営として指摘があった。従来員昌の神社造営については個別に指摘されるばかりであったが、これらを総合すると高島移封後の員昌は、近江国高島郡・坂田郡及び伊勢外宮において少なくとも計三社の社殿造営に関与していることが理解できる。

五、磯野員昌による外宮土宮仮殿造営 ― 今後の課題として ―

磯野員昌による土宮仮殿造営に関する先行研究については、『近江の磯野氏』といった員昌の伝記的研究においては言及がなかった。神宮史研究においては員昌が願人となって土宮仮殿造営が行われたことの指摘はあるが、この造

宮に関する具体的検証はなく、更に願人である磯野員昌に注目し、その人物史を取り入れつつ論じられることも無かったのである。まずは天正五年（一五七七）に磯野員昌の寄進により土宮仮殿遷宮が齎行されたことを次に確認しておきたい。

天正五年（一五七七）の土宮仮殿遷宮は、主として室町時代から江戸時代初期の外宮及び外宮の諸別宮の遷宮造替に関する概要と遷御の次第行事を年代順に記した「外宮遷宮記」⁴⁴に記載される「天正五年八月十二日土宮假殿御遷宮次第行事」に次の様に記される。

天正五年八月十二日土宮假殿御遷宮次第行事

一昇殿

磯野丹波願人
北監物取次

禰宜貴彦神主松木

禰宜正彦神主松木

禰宜完彦神主松木

禰宜朝直神主宮後

奉戴 御體

禰宜貞徳神主檜垣

（以下略）

この造宮遷宮の「願人」として造宮料を寄進した人物が「磯野丹波」と記され、その取次は「北監物」であったことが判明する。この「磯野丹波」が員昌であったかどうか、別の史料から確認しておこう。この土宮仮殿造替につい

磯野員昌と神社（伊藤信）

ては「永正九年宮司引付」所収「外宮・同別宮仮殿遷宮先例覚」⁽⁴⁵⁾に

一、外宮土宮御仮殿江州磯野、丹波守立願也、外一頭大夫旦那也、監物一頭也、造宮料黄金肆枚ニて中嶋監物一頭大夫各へ侘被_レ申調、山地宮地肆枚之内也、御かさり料副宮司請取、用钱宮司ニて頭衆三人、頭代三人、廿七人小工へ渡ス、かち云事あり、此内少_レ渡ル

とある。

この史料によれば、土宮仮殿造替が「江州磯野、丹波守立願」、即ち「近江国の磯野の丹波守」つまり員昌の立願によつて為されたことが明確に記されている。また「外一頭大夫旦那也、監物一頭也、造宮料黄金肆枚ニて中嶋監物一頭大夫各へ侘被_レ申調」とあるが、外一頭大夫・監物一頭大夫・中嶋監物一頭大夫は同一人物と思われ、磯野員昌はこの監物大夫を御師としたことがわかる。

「外宮遷宮記」では取次として北監物、「永正九年宮司引付」では磯野員昌と師壇関係を結んだ人物に中嶋監物一頭大夫の名が挙がる。千枝大志氏によると御師北家の人物は、例えば「北民部丞」が「中嶋民部允」と記される等、戦国期に居住した中嶋の地名を以て姓名の如く記される場合があり、この「この場合の北民部丞は、系図から監物家の初代の北安親に該当すると思われる」という⁽⁴⁶⁾。これは前述の「外宮遷宮記」と「永正九年宮司引付」の比較からも補完できるものであり、磯野員昌は御師北監物の取次により造宮料を寄進、それにより天正五年（二五七七）八月外宮別宮土宮仮殿遷宮が斎行されたことは明らかである。天正五年（二五七七）八月、磯野員昌の「立願」による土宮仮殿造宮遷宮が無事に斎行されたが、翌天正六年（一五七八）、織田信長の譴責により磯野員昌は出奔することとなる。この造宮の考察に関しては、繰り返しすが伊勢御師北監物家と磯野員昌の関係について併せて考察しておくことが重要と考ふる為、本稿では磯野員昌の土宮仮殿造宮の事実を確認するに止め、本件の更なる研究は後考を期したい。

六、おわりに

本稿では磯野員昌に関する先行研究において積極的に用いられてこなかった「兼右卿記」「兼見卿記」に注目し、記載された磯野員昌と神社・神道関連の史料を中心に検討を行った結果、員昌が吉田兼右・兼見父子に鎮守社や神社造営に関することや誓言の破約等の神社・神道に関する相談を行い、それ以外にも相互に音信を行い、員昌が浅井家と吉田家との交渉窓口を担っていたこと、そして員昌が織田家に臣従して高島に移転した後も、員昌と吉田家当主との交流は続いていたことを指摘した。

また、各先行研究で個別に言及されていた海津天神社本殿の造営や、自らが願人として造営料を寄進した土宮仮殿遷宮、また長浜八幡宮造営における員昌の関与について再検討を行ったことにより、高島移転後の員昌が三社の造営に関与したことを述べた。

員昌は、居城佐和山城の鎮守社に関する崇り、誓言破棄による崇りを回避すべく兼右に依頼したこと、「立願」があった員昌が「願人」となり土宮仮殿造営を行ったことなどに、磯野員昌の神祇崇敬者としての一面を見ることができるとする。

今後の課題として、員昌の土宮仮殿造営と御師北家との関わりも含めての考察が挙げられる。これは戦国武将磯野員昌の神祇信仰についての研究としてだけでなく、外宮別宮仮殿遷宮即ち諸別宮をめぐる伊勢御師と郡主級の武将(檀那)の関係についての事例研究となるであろう。

【註】

- (1) 磯野太郎・磯野員彦共著発行『近江の磯野氏』（昭和五十九年）、谷口克広『織田信長家臣団人名辞典 第2版』（吉川弘文館 平成二十二年）
- (2) 磯野太郎・磯野員彦共著発行『近江の磯野氏』（昭和五十九年）
- (3) 近年の研究成果を反映したものに今津町史編纂委員会編『今津町史』（今津町 平成十一年）、彦根市史編集委員会編『新修彦根市史第1巻通史編古代・中世』（彦根市 平成一九年）がある。
- (4) 前掲註2に同じ。
- (5) 長浜市史編纂委員会編『長浜市史 第二巻（長浜市 平成十年）
- (6) 千枝大志「伊勢御師の動向と山国」（坂田聡編『禁裏領山国荘』〈高志書院、平成二十一年〉）所収、音羽悟「別宮遷宮の歴史について」（『皇學館大学研究開発推進センター紀要』二〇号、平成二十八年）。
- (7) 村井祐樹「東京大学史料編纂所所蔵影写本「兼右卿記」（上）」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一八号、平成二十年）「東京大学史料編纂所所蔵影写本「兼右卿記」（下）」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二〇号、平成二十一年）。
- (8) 金子拓・遠藤珠紀編『新訂増補兼見卿記第一』（八木書店 平成二十六年）。前掲註5『長浜市史』は『兼見卿記』の史料を引用しているが、長浜の地域史の概説を目的としており、本稿では員昌と神社に関連付けて改めて検討し直す。
- (9) 前掲註2書籍所収「磯野氏家譜」
- (10) 前掲註2書籍所収「（高島）磯野氏略系図」
- (11) 前掲註2書籍所収「徳川幕臣磯野氏略系図」
- (12) 前掲註2書籍は、『近江国伊香郡志』に所載される浅井亮政が磯野丹波守に出陣を依頼した書状について次の様に述べる。「近江伊香郡志はこの丹波守を員昌と註釈している。しかし浅井亮政が足利將軍義昭の弟義維と組んだ細川清元に応じて高

島郡に乱入したのは享祿四年（一五三二）であり、他方磯野員昌はまだ九歳の幼少で叔父磯野帯刀員清に養育されていた時であるので、これを磯野員昌と解するのは無理があるのではなからうか。また浅井亮政が死んだのは天文十一年（一五四二）であり、員昌と亮政とは活動時期にズレもある。亮政に高島出征を要請されたのは磯野員宗と考えられ、もしそうであれば員宗も丹波守を称し、員清死亡後磯野家を嗣いだ員昌が丹波守を踏襲したと解される（佐和山古城之凶注記からも同様解される）とある。

員宗が享祿二年（一五二九）に死亡したとすると、享祿四年（一五三二）に高島出征を依頼された「丹波守」は員清の可能性がある。員清がこの時丹波守を称していて、叔父員清の後継となった員昌も後に丹波守を称したと考えること自体に無理はない。もし享祿四年時点で帯刀員清が丹波守を称していたとすると「兼右卿記」の「磯野八郎三郎」は尚更員清とは考えにくい。

(13) 伊香郡郷土史編纂会『近江伊香郡志（上巻）』（名著出版 昭和四十七年）第五章第四節。同書は磯野氏を「湖北の四家の内にも就中磯野氏は戦国末に於て最も名を天下に知られたる豪族なりき」と評する。

(14) 小和田哲男『戦国史叢書 近江浅井氏』（新人物往来社 昭和四十八年）

(15) 前掲註2書籍所収「若宮文書」

(16) 但し「七月五日水祿四年」とあり、年号が月日の下に追記されている様な印象を受ける。

(17) 前掲註2に同じ。

(18) 城と鎮守社について『兼見卿記』には、明智光秀の一族が山王社境内に築城した結果「不快」になったこと、近江国永原城中の五社大明神社を城の麓へ遷座したところ「不快」があつて城中へ還座したこと等の記録（『兼見卿記』元龜三年（一五七二）十二月十一日条、天正四年（一五七六）十月五日条）がある。

(19) 日吉七社として知られる十禪師社は平安時代には既に祀られており、十禪師権現信仰は平安末期頃から盛んになり、鎌倉時

磯野員昌と神社（伊藤信）

代には慈円によって新礼拝講が定められて更に確立していったという(菅原信海『山王神道の研究』(春秋社 一九九二年))。

(20) 清水傳兵衛「産土神春日神社に関する研究―主として史料を中心として―」(清水馨編発行『目賀田氏考』平成二年)

(21) 前掲註20清水氏論文の年表参照。

(22) 西澤照雄『目賀田氏考・メカタ・メカタ・メイガタ・諸氏の浪漫を探る』(近江印刷 平成二十一年)

(23) 秋田裕毅『織田信長と安土城』(創元社、平成二年)

(24) 中井均編『近江の山城 ベスト50を歩く』(サンライズ出版 平成二十四年)

(25) 前掲註24に同じ。

(26) 肥田町自治会編『肥田町史』(サンライズ出版 平成七年)

(27) 彦根城博物館編発行『シリーズ戦国肥田の古墳・城・村―大地に刻まれた記憶』(平成二十三年)は肥田城に関する豊富な図版が掲載される。その中の「戦国時代末期の肥田城と城下」仮説図では、小字「山王」や現在の崇徳寺の場所は「城跡推定地」とされている。

尚、朝日町歴史博物館編発行『むかしむかし―歴史と伝説』(平成二十九年)掲載図版「現在の肥田城跡周辺」には「肥田城跡」石柱の横に「山王祠」の立て看板が立っていることがわかる。

(28) 高瀬俊英「伝説を追って 小字「山王」をめぐる肥田の古代史」(彦根郷土史研究)四四号 平成二十一年・「肥田城址発掘古銭物語」(彦根郷土史研究)四十八 平成二十五年)

(29) 五島邦治「肥田町崇徳寺の創建年代について」(彦根城博物館研究紀要)四、平成五年)

(30) 滋賀県神社誌編纂委員会編『滋賀県神社誌』(滋賀県神社庁 昭和六十二年)

(31) 前掲註2に同じ。

(32) 彦根市史編集委員会編『新修彦根市史第1巻通史編古代・中世』(彦根市 平成一九年)

(33) 十禅師社と千代宮が別々の境内に祀られたいのかどうか等の詳細は不明である。但し「佐和山古城之図」(中村直勝編『彦根市史 上冊』、彦根市役所 昭和三十五年、所収)には佐和山城跡の南東に「山神権現」が同城址の東に「今千代宮」(本図には「元屋敷」等の「元」に対する「今」が記されるので「今千代宮」は千代宮のこと)が記されている。「山神権現」と十禅師社との関係は不明。

(34) 前掲註2に同じ。

(35) 前掲註8に同じ。

(36) 坂田郡の比定は、前掲註8『新訂増補兼見卿記第一』の注記による。

(37) 長浜市史編纂委員会編『長浜市史』第二卷(長浜市 平成十年)

(38) 前掲註3『今津町史』二十九〜三十一頁、四十一〜四十三頁

(39) 前掲註2に同じ。

(40) 前掲註8に同じ。

(41) 前掲註8に同じ。

(42) 前掲註2に同じ。

(43) 山村亜希『中世都市の空間構造』(吉川弘文館 平成二十一年)

(44) 「外宮遷宮記」の解題による(神宮司序編『神宮遷宮記 巻四』第二版 平成四年)。

(45) 『三重県史 資料編 中世1(上)』(三重県 平成九年) 二一―三十三号文書

(46) 前掲註6千枝大志氏論文。

(いとう のぶよし)